

豊中版ジョブライフサポーター養成講座運營業務委託に関する 優先交渉権者選定にかかる企画提案募集要項

人材の確保・育成は最も重要な企業活動の一つであり、特に昨今の多様化する雇用・就業形態においては、障害者雇用やメンタルヘルス対策、シニアの継続雇用など人事・雇用施策の見直しや改善が迫られているのが現状である。

こうしたなか、平成28年4月には改正障害者雇用促進法が施行され、全ての事業主に対し、雇用の分野での障害者差別の禁止や合理的配慮の提供が義務づけられたほか、法定雇用率の算定基準に精神障害者を加えることを定めるなど、企業にとっては障害者を含め、多様な人材を受け入れて戦力化し、さらには企業の活性化へとつなげていくことが喫緊の課題となっており、これらの課題に対応していくための講座を下記の通り実施します。

つきましては、その受託者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

記

1. 業務概要

(1) 事業の目的・趣旨

本事業は、企業等の採用・育成担当者や障害者と共に働く従業員、障害者就労に関わる支援機関の職員等を対象に、障害者雇用の現状や制度・施策の理解促進及び障害者雇用の実践事例を学ぶための講座を行い、職場における雇用管理の改善や職域の開発等に取り組む人材である「ジョブライフサポーター」を養成し、障害者等の多様な人材の雇用を促進するものである。

(2) 事業内容・予算

①業務名称：豊中版ジョブライフサポーター養成講座運營業務

②予算上限額：485,500円（税別）

③事業内容

以下の内容を含んだ講座の企画・運営を行うもので、詳細は「豊中版ジョブライフサポーター養成講座運營業務委託仕様書」のとおり。

- ・障害者雇用の必要性及び諸制度（雇用の分野での差別禁止・合理的配慮の提供義務、障害者雇用促進法の改正等）
- ・障害特性の理解促進（特に精神障害、発達障害について）
- ・障害者雇用に取り組んでいる企業からの事例の紹介
- ・特例子会社・障害者雇用における先進事業所等の見学
- ・グループワークによる参加者同士の交流

④講座実施日：令和元年（2019年）10月24日（木）10月31日（木）

※講座は2日間の連続講座とする。

⑤開催場所：発注者及び受注者の相互の取り決めによる場所

※生活情報センターくらしかんで実施する場合、会場使用料は不要。

⑥定員：30名程度

(3) 業務期間：契約締結日から令和元年（2019年）11月30日迄とする。

2. 応募（参加）資格

応募者は、応募書類提出期限日において、下記の要件を満たすものとします。なお、応募書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合、応募者の参加を認めません。

(資格要件)

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和元年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、

会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (9) 法人企業、その他法人及び法人以外の団体等であって、業務を的確に遂行するに足る能力を有するもの（宗教、政治活動を主たる目的とするものを除く）とする。

3. 日 程

- (1) 募集要項等の公表 令和元年(2019年)5月20日(月)
- (2) 質問事項の締切 令和元年(2019年)5月29日(水)17時15分必着
 ※質問はメールで受付け、回答は市のホームページに掲示し、個別に行いません。
- (3) 質問事項への回答 令和元年(2019年)5月31日(金)
- (4) 応募書類提出期限 令和元年(2019年)6月7日(金)17時15分必着
- (5) 審査委員会(書類審査) 令和元年(2019年)6月12日(水)
 ※応募事業者が4社以上あった場合のみ実施します。
- (6) 審査委員会(プレゼンテーション) 令和元年(2019年)6月14日(金)
 ※当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の可否とともに通知します。
- (7) 結果通知予定日 令和元年(2019年)6月下旬
- (8) 委託契約の締結予定日 令和元年(2019年)6月下旬予定

4. 応募手続き等

- (1) 提出書類の種類と部数

No.	様式名	様式
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	業務提案書(講座内容、講座開催(予定)場所等を含む) ※本業務を実施するうえでの課題やその解決に向けた提案、本事業目的を達成するうえで仕様書にない提案等があれば記載してください ※生活情報センターくらしかん以外で実施する場合、講座開催(予定)場所に係る平面図や写真など施設の状況がわかる書類を添付してください。	任意
③	関連業務等実績調書 本事業に関連する業務実績について記載してください。 ※障害者等への支援実績又は採用実績等	様式2
④	業務実施体制(担当者の経験、実績含む)	任意
⑤	見積書	様式3

	※人件費、経費など見積書金額の積算根拠を明示した内訳書【任意形式】を添付し提出	
⑥	入札参加停止措置等状況調書	様式4
⑦	団体の概要	任意

※ 正本1部、副本5部とします。

※ 本事業の対象経費は、人件費及び講座に必要となる諸経費（報償費、印刷製本費、光熱水費、会議費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、事務用品費、消耗品費等。備品購入費は不可。）とします。

※ 当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。当該事業のみで使用することが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、経費の対象外とします。

(2) 提出期限

令和元年(2019年)6月7日(金)17:15必着

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(3) 提出方法

持参(土日及び時間外は受け付けない)、郵送・宅配便のいずれかとします。

※郵送・宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認してください。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。

5. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査します。応募事業者が4社以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行います。

提案書及び提案書に基づく第2次審査(プレゼンテーション)を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。

但し、第2次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。なお、得点が同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ審査結果を確定します。

<第2次審査（プレゼンテーション）について>

①日時：令和元年(2019年)6月14日（金）

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

②発表時間：30分（各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答とします。）

③機材等：パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて提案者で用意することとします。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とし、出席者は3名以内とします。

(2) 評価項目

項目	配点	備考
提案内容	50点	本業務に取り組む際の基本姿勢及び意欲について
		本業務の企画、実施に関する提案内容及びその実現性について
		その他(実施上の課題及び課題を解決する提案等上記以外で貴社が提案したい事項)
実績	30点	類似事業の実績
		関連事業の実績 (例) 障害者等への支援実績又は採用実績等
見積金額	20点	事業経費（費目ごとに積算根拠が適切に算出されているか）

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和元年(2019年)6月下旬に郵送又は電話にて通知します。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業の受託を約するものではありません。

(4) 審査結果の公表

審査結果については、ホームページにおいて採択事業者のみを公表します。

6. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、「上記2」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき

- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

7. 契約 について

- ①契約内容及び仕様等については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとします。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。
- ②本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこととします。（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合は除きます。）

8. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、応募者の負担とします。
- (2) 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (3) 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。
- (4) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知することとします。

9. 事務局（問い合わせ先）

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1（生活情報センターくらしかん）

豊中市市民協働部くらし支援課 担当：近藤、山村、濱政

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095

E-mail roukai@city.toyonaka.osaka.jp